

平成28年度第5回ヒトを対象とする研究倫理委員会 議事要旨

日 時 平成29年3月10日（火）9時35分～12時15分

場 所 共通教育A棟303室 及び イノベーション社会連携推進機構1階カンファレンス室（テレビ会議）

出席者 堂園，山本裕，野々上，中道，岡田，道羅，金原，竹之内，殿崎，藤原の各委員

欠席者 東，新井の各委員

議事に先立ち、平成28年度第4回ヒトを対象とする研究倫理委員会の議事要旨の確認があり、これを承認した。

I 議事

1. ヒトを対象とする研究計画（新規申請）に関する倫理審査について

委員長から、資料4に基づき、6件の申請があることの説明があり、課題ごとに内容確認を行った結果、3件を承認、2件を条件付承認、1件を審査保留とすることとした。なお、審査番号36と37については、研究実施者に倫理研修を受講していない者が含まれるため、受講することを前提条件として審議を行った。審査保留とした審査番号38については、後日申請者へ聞き取り調査を行うこととした。

各課題の審議結果と要改善点は以下のとおり。

審査番号33：承認

- ・10. 研究に関する問い合わせ先に記載されている研究責任者のメールアドレスをipcから新しいものに変更する（要望）。

審査番号34：承認

審査番号35：承認

審査番号36：条件付承認（非軽微）

- ・8. 個人の情報等の保護の項目の廃棄について、業者へ逐語録の作成やデータ入力を委託するのかを確認し、委託する場合は、どのような条件で業者と契約するのかを明記する。また、下請け等の業者間の再委託がある場合は、その対応方法について、明記する。業者へ委託を行わない場合は、項目内の委託に関する文章を削除する。
- ・上記の修正を行ったうえで、8. 個人の情報等の保護の廃棄の内容とインタビューガイドの倫理的配慮の内容（「内容の扱いについて」の2-4行目と「個人情報保護の方法について」10-11行目）及び倫理的配慮説明書（「個人情報保護の方法について」4項目）の内容と整合をとる。
- ・9. 情報の開示の問合せ先が養護教諭への依頼文書の問合せ先と異なるため申請書の記載の問合せ先を電話番号に変更する。
- ・10. 研究に関する問合せ先に電話番号またはメールアドレスを記載する。
- ・共同研究者のうち、養護教諭への依頼文書の発信者に記載のない者がいるが、理由があれば明記する。理由がなければ、依頼文書に全員を記載するようにする。
- ・依頼文書のインタビューの内容の実施日について、インタビューガイドの日程と整合をとる。

- ・同意書に記載の1～6の項目について説明する文章を依頼文書に記載する。
- ・インタビューガイドの説明内容及び順序を同意書の1～6の項目と合わせる（要望）。

審査番号37：条件付承認（非軽微）

- ・回答の回収方法について、回答者個人で返送するのか学校単位でまとめて返送するのかを明記する。学校単位で回収する場合は誰がどのような方法で回収し、返送するのかを具体的に記載する。管理職が回答の回収を行う場合は、倫理的な問題が生じる可能性が高まるため、養護教諭が回収を行うようにする。
- ・上記の修正を行ったうえで、質問紙調査の依頼文書（管理者用及び回答者用）の【研究を進めるにあたっての倫理事項など】の項目「◆研究協力とその撤回について」に回収方法について記載する。
- ・インタビュー調査 同意書の「記録送付先」の文言を「確認文書送付先」に修正する。
- ・インタビュー調査 同意書の「被調査者」の文言を「研究協力者」に修正する。
- ・同文書の調査者の署名について、研究実施者の誰もが記入できるよう「静岡大学 教育学部 准教授」を削除し、所属と氏名を記入するようにする。
- ・質問紙⑧の注意書き5行目「受信」を適切な字句に修正する（要望）。

審査番号38：審査保留

- ・質問紙調査の内容は、校長または担任の目に触れることで、担任、児童生徒の能力評価や学級評価につながる可能性が高い。質問紙の回収方法やアンケート調査の方法、結果のフィードバックの方法について、申請者への聞き取り調査を実施したうえで、再度審議を行うこととした。

その他の要改善点は以下のとおり。

- ・5. 研究の概要の研究実施場所にアンケートやインタビュー調査を実際に実施する場所を追記する。
- ・7. インフォームドコンセントの研究対象者に校長を追記する。
- ・インタビュー調査 同意書の「被調査者」の文言を「研究協力者」に修正する。
- ・同文書の「記録送付先」の文言を「確認文書送付先」に修正する。
- ・同文書の調査者の署名について、「静岡大学 教育学部 講師」を削除し、所属と氏名を記入するようにする。
- ・同文書の（調査者）1行目「知念」を「理念」に修正する。
- ・同文書のメールアドレスを正しく記載する。

2. 実施状況報告書（様式4）の改正について

委員長から、資料5に基づき、実施状況報告書（様式4）の改正について、次年度末の報告に間に合うよう今後継続して審議していきたい旨の説明があり、種々意見交換を行った結果、次の意見があった。

- ・保存期間終了の確認は、報告時には記入できないためどこまで記入するのか注意書きがあった方がよい。
- ・本学から転出する場合、委員会が定めている研究データの保存期間10年の例外を検討したい。
- ・本学の教員へ研究データを引き継ぐことに関して、教員ではなく事務へ引き継ぐことはできないか。

3. ヒトを対象とする研究に関わる事前チェックシート（案）について

委員長から、資料6について、本日は決議を行わないが、次年度以降継続して審議したい旨の発言があった。また、申請を予定している教員の混乱を避けるため、ガイドラインと統合したい旨の発言があった。

4. 委員会の委員構成について

委員長から、大学教育センターから委員を選出することについて、センター長へ確認したところ、センターの教員数が少ないことから、学生を対象としたアンケート調査及び分析を行うことが想定される国際交流センター、各種会議や委員会の委員等を大学教育センターと共同で選出している教職センターを含めた3部局からの選出としたいとの意見があった旨説明があった。種々意見交換を行った結果、当面は上記3部局から委員を選出することとし、今後他の部局から申請が出てくる場合は、選出対象について改めて検討することとした。

5. 「ヒト」の表記について

委員長から、「ヒト」の表記を漢字とすることについて、さしあたり文言を現状のままとしたい旨の発言があり、これを承認した。

II 報告事項

1. 「ヒトを対象とする医学系研究に関する倫理指針」の一部改正について

委員長から、ヒトを対象とする医学系研究に関する倫理指針が一部改正されるため、改正の概要について堂園委員から説明願いたい旨の発言があった。堂園委員から指針における個人情報及び匿名加工情報の分類について説明があり、本委員会の対応については、次年度検討することとなった。

III その他

岡田委員から、規則の改正について検討したい旨の発言があった。主な提案は以下のとおり。

- ・ 審査課題の研究実施者に学部学生が多く含まれることから、規則第2条で研究実施者の要件として規定した方がよい。
- ・ 平成29年度からクロスアポイントメント制度が導入されることとなっており、これに基づいて、本学の教員が他機関（民間企業を含む）へ出向したり本学で研究者を受け入れたりすることが想定されることから、そのような教員・研究者の扱いについて、規則で明確化したほうがよい。

意見交換を行った結果、本改正については、次年度引き続き検討することとなった。

以上